

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（平成21年10月15日京都市条例第22号）（建設局水と緑環境部緑政課）

緑化事業の推進及び都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の管理に必要な資金として、寄付を受納したので、これを篤志緑化・公園管理基金に積み立てることとしました。

基金名	改正前	改正後
篤志緑化・公園管理基金	68,816,247円	83,916,247円

この条例は、平成21年10月15日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 22 号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項中「68, 816, 247」を「83, 916, 247」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)